

## 5-1 秦野市の騒音に係る規制基準

秦野市が指定する用途地域	適用法令	午前6時から 午前8時		午前8時から 午後6時		午後6時から 午後11時		午後11時から 午前6時	
		朝	昼	夕	夜	夕	夜	夕	夜
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	騒音規制法 (第1種地域)	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	騒音規制法 (第2種地域)	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	騒音規制法 (第2種地域)	50デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	騒音規制法 (第3種地域)	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	騒音規制法 (第4種地域)	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
工業地域	騒音規制法 (無指定)	65デシベル以下	70デシベル以下	70デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下
工業専用地域	騒音規制法 (無指定)	75デシベル以下	75デシベル以下	75デシベル以下	75デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下

※騒音にについて規制する地域及び規制基準は適用されないが、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準値は適用される。

※騒音にについて規制する地域及び規制基準の指定は、「平成24年4月1日秦野市告示31号」による。

## 5—2 秦野市の振動に係る規制基準

秦野市が指定する用途地域	適用法令	午前8時から午後8時	
		朝・昼	夕・夜
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	振動規制法 (第1種区域のI)	60デシベル以下	55デシベル以下
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	60デシベル以下	55デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	振動規制法 (第1種区域のII)	65デシベル以下	55デシベル以下
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	65デシベル以下	55デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	振動規制法 (第2種区域のI)	65デシベル以下	60デシベル以下
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	65デシベル以下	60デシベル以下
工業地域	振動規制法 (第2種区域のII)	70デシベル以下	60デシベル以下
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	70デシベル以下	60デシベル以下
工業専用地域	振動規制法 (無指定)		
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	70デシベル以下	65デシベル以下

※工業専用地域では「振動規制法」の規制基準は適用されないが、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準値は適用されます。

※振動について規制する地域及び規制基準の指定は、「平成24年4月1日秦野市告示33号」による。

### 5-3 秦野市の騒音に係る環境基準

地域類型 (特に静穏を要する地域)	秦野市が指定する用途地域 AA (専ら住居の用に供される地域)	地域の区分 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	時間及び基準値	
			昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
B (主として住居の用に供される地域)		一般地域(道路に面する地域以外) 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 幹線交通を担う道路に近接する空間	55デシベル以下 60デシベル以下 70デシベル以下	45デシベル以下 55デシベル以下 65デシベル以下
C (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)		一般地域(道路に面する地域以外) 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 幹線交通を担う道路に近接する空間	65デシベル以下 65デシベル以下 70デシベル以下	60デシベル以下 65デシベル以下 70デシベル以下
環境基準がない地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下 65デシベル以下 70デシベル以下	50デシベル以下 60デシベル以下 65デシベル以下

※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※騒音に係る環境基準は、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号（改正：平成24年3月30日環境庁告示第54号）」による。）

※騒音に係る環境基準の地域の類型を当てめる地域の指定は、「平成24年4月1日秦野市告示30号」による。

※「道路に面する地域とは、自動車の運行に伴う騒音が支配的な音源である地域をいう。

※「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

（1）道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

（2）（1）に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## 5-4 秦野市の自動車騒音に係る要請限度

地域類型	環境省令に基づき秦野市が定める区域区分	秦野市が指定する用途地域	区域の区分	時間及び要請限度
a区域 (専ら住居の用に供される区域)	第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	1車線を有する道路に面する区域	屋間(6時から22時) 65デシベル 夜間(22時から6時) 55デシベル
			2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル 65デシベル
b区域 (主として住居の用に供される地域)	第2種区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル 70デシベル
			1車線を有する道路に面する区域	65デシベル 55デシベル
c区域 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)	第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域) 第4種区域 (工業地域)	2車線以上の車線を有する道路に面する区域 幹線交通を担う道路に近接する区域	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75デシベル 70デシベル
			幹線交通を担う道路に面する区域	75デシベル 70デシベル
要請限度がない地域	工业専用地域	工业専用地域	車線を有する道路に面する区域	75デシベル 70デシベル
			幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル 70デシベル

※「要請限度」とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

※「要請限度」は、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）」による。

※騒音に係る要請限度の地域の類型を当てはめる地域の指定は、「平成24年4月1日秦野市告示31号及び37号」による。

※「車線」とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

※「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離により、特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## データ編 5 騒音・振動

### 5-5 秦野市の道路交通振動に係る要請限度

区域区分 振動規制法施行規則に基づき秦野市 が定める区域区分	秦野市が指定する用途地域	時間及びひ要請限度	
		昼間（8時から19時）	夜間（19時から8時）
第1種区域 (良好な住居の環境を保全するため、特に静かの保持を必要とする区域及び住居の用に供されなければならないため、静穏の保持を必要とする区域)	第1種区域のI  第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	65デシベル	60デシベル
	第1種区域のII  第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域		
第2種区域 (住居の用に供せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域及びその区域内の住民の生活環境をあつて、そのために、著しい振動の発生を防止する必要がある区域)	第2種区域のI  近隣商業地域 商業地域 準工業地域	70デシベル	65デシベル
	第2種区域のII  工業地域		
要請限度がない地域	工業専用地域		

※「要請限度」とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための講談、維持又は修繕の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

※「要請限度」は、「振動規制法第16条第1項、同法施行規則第12条及び別表第2」による。

※振動に係る要請限度の地域の類型を当てはめる地域の指定は、「平成24年4月1日秦野市告示33号及び35号」による。

## データ編 5 騒音・振動

### 5—6 令和6年度 自動車騒音常時監視結果

#### 1 評価区間全体について

No	道路種別	路線	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	調査単位区間番号	評価区間の延長(km)	評価対象住居戸数(戸)	昼間・夜間とも環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
No	道路種別	路線	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	調査単位区間番号	評価区間の延長(km)	評価対象住居戸数(戸)	昼間・夜間とも環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
①	6	612 上粕屋南金目線	伊勢原市・秦野市境	秦野市・平塚市境	69820 69830	1.7	840	840	0	0.0
②	6	701 大山秦野線	秦野市小糸毛235付近	秦野市寺山786付近	70420 70440	1.0	39	39	0	0.0
③	6	710 神縄神山線	松田町・秦野市境	秦野市鶴巻南1丁目7付近	72030	0.7	2	2	0	0.0
④	6	613 曽屋鶴巻線	秦野市下大櫻747-1付近	秦野市鶴巻南1丁目7付近	70010	4.1	2105	2105	0	0.0

\*道路種別 6:一般県道

\*調査単位区間番号は、令和3年道路交通センサス番号を示す。

\*区間延長は、面的評価支援システムの集計による。

\*面的評価の対象は、評価区間の評価範囲（道路端から50mの範囲）内における保全すべき住居等。

#### 2 評価区間のうち近接空間にについて

No	道路種別	路線	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	調査単位区間番号	評価区間の延長(km)	住居戸数(戸)	昼間・夜間とも環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
No	道路種別	路線	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	調査単位区間番号	評価区間の延長(km)	住居戸数(戸)	昼間・夜間とも環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
①	6	612 上粕屋南金目線	伊勢原市・秦野市境	秦野市・平塚市境	69820 69830	1.7	319	319	0	0.0
②	6	701 大山秦野線	秦野市小糸毛235付近	秦野市寺山786付近	70420 70440	1.0	20	20	0	0.0
③	6	710 神縄神山線	松田町・秦野市境	秦野市鶴巻南1丁目7付近	72030	0.7	2	2	0	0.0
④	6	613 曽屋鶴巻線	秦野市下大櫻747-1付近	秦野市鶴巻南1丁目7付近	70010	4.1	918	918	0	0.0

\*近接空間とは、評価範囲のうち、2車線以下の車線を有する道路では道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路では道路端から20mまでの範囲をいう。

#### 3 評価区間のうち非近接空間にについて

No	道路種別	路線	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	調査単位区間番号	評価区間の延長(km)	住居戸数(戸)	昼間・夜間とも環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
No	道路種別	路線	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	調査単位区間番号	評価区間の延長(km)	住居戸数(戸)	昼間・夜間とも環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
①	6	612 上粕屋南金目線	伊勢原市・秦野市境	秦野市・平塚市境	69820 69830	1.7	521	521	0	0.0
②	6	701 大山秦野線	秦野市小糸毛235付近	秦野市寺山786付近	70420 70440	1.0	19	19	0	0.0
③	6	710 神縄神山線	松田町・秦野市境	秦野市鶴巻南1丁目7付近	72030	0.7	0	0	0	0.0
④	6	613 曽屋鶴巻線	秦野市下大櫻747-1付近	秦野市鶴巻南1丁目7付近	70010	4.1	1187	1187	0	0.0

\*非近接空間とは、評価範囲のうち、近接空間以外の範囲をいう。

## 5-7 令和6年度 自動車騒音常時監視調査地点

### データ編 5 騒音・振動

